

平成 11 年 4 月 1 日

総務第 1 号

大阪市事務専決規程運用要領（依命通知）

この要領は、大阪市事務専決規程及び同規程に基づく専決規程の適正な運用を確保するため、解釈、運用その他の事項を定めるものである。

第 1 第 1 条関係（基本方針等）

- 1 専決権の拡大の趣旨は、行政の効率的運営と責任体制の明確化にあるので、大阪市事務専決規程（以下「この規程」という。）の解釈及び運用は、すべてこの趣旨に即して行わなければならない。

行政の効率的運営は、意思決定の迅速化等市民サービスの向上に資するものであるので、委譲された専決事項に該当するものは、適切に専決処理する必要がある。また、専決権の付与は、責任に応じた適正な権限配分を行うためのものであり、専決権を付与された者（以下「専決権者」という。）は、専決事項については自らが責任者であることを自覚し、決定した内容についてはその職責上の責任を果たす必要があることに留意しなければならない。

- 2 第 1 条第 1 項に「別に定めがあるもののほか」とあるのは、この規程が専決に関する一般法的な定めをしていることを示すものであって、特例が定められているか又は個別に特例が他の規程により定められているときは、当然にその定めるところによるものとする。

[別に定めがあるものの例]

大阪市保健所規則、大阪市児童福祉法施行細則、大阪市身体障害者福祉法施行細則、大阪市子ども相談センター規則、大阪市食品衛生法施行細則

- 3 第 1 条第 2 項の規定により、第 2 条の 2 以下に定めるところによれば通常専決できる事項に該当するものであっても、個々の事業の内容や状況等から次のいずれかに該当する場合は専決できないものとする。

- (1) 異例に属するもの
- (2) 規定の解釈上疑義のあるもの
- (3) 重要と認めるもの

このように第1条第2項を設けた趣旨は、権限と責任の範囲を越えての意思決定は、実質的にも誤った決定となるおそれがあるとともに、これが慣行化すると責任の所在が不明確となり、不適切な事務執行の是正を困難にさせ、行政執行体制の混乱を招来するおそれがあるので、規定の拡大解釈による専決権の濫用を禁ずるためである。

また、専決権を有するとしても、上司の指揮監督は当然受けるので、専決権者は、専決をした場合、適正な事務執行を担保する観点から、必要に応じて随時又は定期的に事務処理状況等について、上司に説明、報告を行うよう努めなければならない。

4 第1条第2項に「上司の決裁（承認を含む。以下同じ。）を受けなければならない」とあるのは、必ずしも直近の上司の決裁のみを受ければ良いということではなく、事案によっては、さらに上位の職にある者の決裁を受けなければならない。

5 市長の決裁を受けるべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 市会に提出する議案、諮問又は報告に関すること
- (2) 予算の編成に関すること
- (3) 事務事業の執行に関する基本的な方針又は計画の策定に関すること
- (4) 特に重要な事務事業の施行決定に関すること
- (5) 規則又は達の制定及びこれらの重要な改廃に関すること
- (6) 特に重要な訴訟事件の処理に関すること
- (6の2) 組織の新設及び改廃（区役所に係るものを除く。）に関すること
- (6の3) 課長級以上の職の新設及び改廃（別に定める一定の枠の範囲を超えない区役所の職の新設及び改廃を除く。）に関すること
- (7) 課長代理級以下を除く職員の任免（区役所の職員の転任（他の局又は区への転任を除く。）を除く。）及び分限（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項各号に該当する休職にあつては局長等及び区長に係るものに限る。）に関すること
- (7の2) 局長級の職員及び区長の高齢者部分休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、育児短時間勤務、育児のための部分休業、介護休暇及び介護時間の承認に関すること
- (8) 係長級以上の職員の分限免職に関すること
- (9) 職員の懲戒免職に関すること
- (10) 係長級以上の職員の表彰に関すること

- (11) 課長級以上の職員の懲戒に関する事
- (12) 局長級の職員に対する外国派遣を命ずる事
- (13) 削除
- (14) 局長級の職員及び区長の営利企業等の従事の許可に関する事
- (15) 局長級の職員及び区長が、法令による証人又は鑑定人となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合の許可に関する事
- (16) 局長級の職員及び区長の公傷病の認定及び補償に関する事
- (17) 削除
- (18) 1件600,000,000円を超える工事の施行決定に関する事
- (19) 1件70,000,000円以上の物件（不動産を含む。）の調達決定に関する事
- (20) 別に定める方針に基づくもの以外の不動産の処分及び交換の決定に関する事
- (21) 1件5,000,000円を超える損害賠償金その他これに準ずる支出金の額の決定に関する事
- (22)－(23) 削除
- (24) 市長名による重要な表彰、ほう賞及び待遇の決定に関する事
- (25) 特に重要な処分その他権限の行使又は特に重要な事務の執行に関する事
- (26) 副市長、区シティ・マネージャー又は局長が、特に市長の決裁を必要と認めたもの

6 市長又は副市長の決裁を要する次の事案については、次の局長を経由しなければならない。

- (1) 儀式、行事、表彰及び待遇関係事案 政策企画室長
- (2) 法令、条例又は規則の規定の適用に係る特に重要な事案 総務局長
- (3) 組織、人事及び服務関係事案（職務に関連する受嘱の承認、附属機関の委員の任免及び外国出張に関するものを除く。） 総務局長
- (4) 予算関係事案及び市会関係事案 財政局長

7 この規程においては、局長等が専決できる事項について、必要最少限度において他の局長等に協議又は通知をすることとしているが、その運用に際しては、迅速かつ適切な事務処理に努めること。なお、協議は事前に行うものであり、通知は施行決定後直ちに、できる限り事案の実施前に行うものとする。

- 8 専決権の拡大とともに、決裁手続の簡素化は、行政の効率的運営、市民サービスの向上に資するものであるので、別に定める指針等に基づき、その推進に努めなければならない。

第2 第2条関係（定義）

- 1 この規程における「局長」には、大阪州市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）に掲げる組織の長、危機管理監、その他の局長のほか、市長の権限に属する事務を補助執行する場合における会計室長、消防本部の消防長である消防局長、地方公営企業管理者である水道局長並びに市長以外の執行機関の補助機関である教育次長及び行政委員会事務局長並びに市会事務局長が含まれるものである。
- 2 第2条第4号の「これらに相当する職にある者」とは、課長級の副所長その他の課長級の職員を、同条第5号の「これらに相当する職にある者」とは、課長代理級の副所長、副館長及び副場長その他の課長代理級の職員並びに係長を兼務する副参事をいう。

第3 第2条の2関係（副市長専決事項）

- 1 第2条の2の規定は、法令上、水道局長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員又は市会の権限とされている事項については、当該機関が定める専決に関する規定が適用されるので、この規程の適用はなく、これらの機関又はその補助機関たる職員が市長の権限に属する事務を補助執行する場合に限りこの規程の適用があるものである。
- 2 第2条の2第1号から第3号まで、第6号の2から第8号まで及び第10号に掲げる事項については当該事項の主管局担当副市長の、同条第5号及び第6号に掲げる事項については総務局担当副市長の専決事項であるが、所管が複数の局（市政改革室、デジタル統括室、政策企画室、会計室及び危機管理室を含む。以下第3・3・(10)、第4・2・(3)及び第7・1において同じ。）にわたる場合又は他の副市長の所管事項と密接に関連する場合には、複数の副市長又は関連事項を所管する副市長の決裁を受けなければならない。
- 3 第2条の2各号の規定については、次のとおりとする。

- (1) (第1号関係)「重要な処分その他権限の行使」とは、命令、指令、許可、承認、確認、検査、調査、決定、審査、裁決等の処分その他の行政行為で、各種事務事業に重大な影響を及ぼすもの、従前の同種の処分等とは異なる特別の事由があるもの、新規の事案で処分等に当たって慎重又は高度の判断を要するものをいう。

前記第1・5・(25)における「特に重要な処分その他権限の行使」とは、市政に重大な影響を及ぼすものその他異例の処分等で特に高度の判断を要するものをいう。

- (2) (第2号関係)「既決の」とは、市長の決裁を受けたものだけでなく専決権者の決裁を受けたものを含むものとする。

「事務事業の重要な変更」とは、重要な事務事業（後記第3・3・(10)参照）の全般的性格、本質的な内容又は重要な要素についての部分的な変更をいう。なお、特に重要な事務事業（後記第3・3・(10)参照）の変更については、市長の決裁を受ける必要がある。

- (3) (第3号関係)「重要な照会、回答、諮問、届出、報告、通知、申請、進達、副申等」とは、各種事務事業に重大な影響を与えるものや処理方針の定まっていない異例のもの等をいう。なお、市政の基本方針に関わる重要な照会等については、市長の決裁を受ける必要がある。

- (4) 削除

- (5) (第5号関係)規則又は達の改廃は、あらかじめ事務事業の施行決定等に当たって、その方針、内容等の承認を受けている場合は、総務局長が第4条第1号の規定に基づき専決できるものである。この点は、前記第1・5・(5)においても同様である。

- (6) (第6号関係)「重要な訴訟事件」とは、当該訴訟事件の結果が各種事務事業の方針に重大な影響を与えるものや事件の処理方針を定めることが困難で高度の判断を要すると認められるものをいう。

前記第1・5・(6)における「特に重要な訴訟事件」とは、当該訴訟事件の結果が市政の方針に重大な影響を与えるものや事件の処理方針を定めることが困難で特に高度の判断を要すると認められるものをいう。

- (7) (第6号の2関係)「これに相当する職にある者」とは、中央卸売市場長、区政支援室長、税務総長、こどもの貧困対策推進室長、エネルギー政策室長、臨海地域事業推進本部長、理事及び首席医務監をいう。

なお、行政委員会事務局長及び市会事務局長については、それぞれ選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員及び議長が任命権者となるので、第6号の2の規定は、原則として適用がないものである。

(8) (第7号関係) 外国出張を命ぜられた局長等及び区長は、その旨を総務局長へ届け出なければならない。

(9) (第8号関係) 「これに相当する職にある者」とは、保健医療監、副理事、医務監、技術監及び部長級の副所長その他部長級の職員をいう。

消防局、水道局、教育委員会事務局、行政委員会事務局及び市会事務局の職員については、それぞれ消防局長、水道局長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員及び議長が任命権者となるので、第8号の規定は、原則として適用がないものである。

(10) (第10号関係) 「重要な事務事業」とは、各種基本計画に基づく事務事業（当該事業に付随する事務事業を除く。）その他各局の主要事務事業をいい、前記第1・5・(4)の「特に重要な事務事業」とは、重要な事務事業のうち、市政の基本事項に係るもの又は市全体としての調整を要するものをいう。

また、「事務の執行」とは、第2条の2第1号の権限の行使のほか、市政運営上の基準の策定、事実行為、私法上の行為及び内部的管理行為その他一切の事務の処理を包括する広範な内容を有する概念であり、「重要」又は「特に重要」の判断は、前記第3・3・(1)に準じて行うものとする。

なお、第10号の規定は、第2条の2第1号から第9号までの規定に該当しない事案について適用される付加的、補充的機能を持つ一般条項である。

(11) 第2条の2各号に該当する事項であっても、副市長の指示がある場合や市政を取り巻く状況等から必要と認めるときは、市長の決裁を受けるものとする。

第3の2 第2条の3関係（区シティ・マネージャー専決事項）

1 第2条の3の規定は、区シティ・マネージャーが、行政区単位で、当該区の区域内の基礎自治に関する施策や事業について、各局横断的に事務を総理する職として位置付けられていることに鑑み、「事務事業の施行に関する方針又は計画」に関することについては、局長の専決事項ではなく、区シティ・マネージャーの専決事項とするものである。

2 「事務事業の施行に関する方針又は計画」とは、区シティ・マネージャーが決定権を有する事務事業に関する予算要求調書の作成に係る方針、執行計画、取扱方針だけでなく、個別の決裁により事務事業の施行に関する方針又は計画を定める場合を含むものとする。なお、第2条の3の規定に基づき、区シティ・マネージャーが策定した「方針又は計画」の範囲内

における事務事業の施行決定又は事務の執行に関しては、各専決権者が、第3条以下の規定に基づき専決できるものである。

3 （第3号関係）「本市近接地」とは、出張先までの距離がおおむね50キロメートル以内の地域（ただし、交通の便、地勢等の事情によりこれに該当するものと認められない地域を除く。）とする。この点は、係長以下の職員に係る人事又は給与に関する事務を所管する課長の専決事項を定める市役所課長等専決規程第4条第5号の規定においても同様である。

4 （第5号関係）ただし書の「別に定めるもの」とは、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第6号）第2条第1項第12号（特別の事由のある場合）の規定に掲げるものとする。

第4 第3条関係（局長共通専決事項）

1 第3条第1項各号の規定は、会計室長、消防局長、水道局長、教育次長、行政委員会事務局長及び市会事務局長については、市長の権限に属する事務を補助執行する場合に限り適用され、人事に関する事項を定めた第3条第1項第1号から第9号までの規定は、消防局長及び水道局長は各自任命権者であり、教育次長、行政委員会事務局長及び市会事務局長は、それぞれ任命権者である教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員及び議長の指揮監督の下にその権限を行使するので、原則として適用がないものである。

なお、以上の点は、市長以外の行政機関の補助職員について、第17条の2及び第17条の3並びに市役所課長等専決規程第3条及び第4条の規定を適用する場合においても同様である。

2 第3条第1項各号の規定については、次のとおりとする。

(1) （第1号関係）「規則等」には達を含み、「任免等」には指定及び指定の解除を含むものとする。

(1の2) （第1号の2関係）「これに準ずる者」とは、合議制の機関の構成員以外の者で、特定の学識又は経験に基づき、市政に関する重要な事項について調査、研究又は助言を行わせるために置かれるものをいう。

- (1 の 3) (第 1 号の 4 関係) 「別に定めるもの」とは、新たに任免する場合のうち、職員の休暇に関する規則(平成 4 年人事委員会規則第 1 号)第 4 条第 1 項第 6 号及び第 6 号の 2 の規定による休暇、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に基づく休職、大阪市職員健康診断規則第 6 条第 1 項に基づく勤務停止、年度途中の退職に伴う欠員の代替を理由とする場合及び地方公務員法第 26 条の 6 第 7 項第 2 号又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 6 条第 1 項第 2 号の規定による場合を除くものをいう。
- (2) (第 2 号関係) 「その他勤務に係る命令」とは、市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地(前記第 3 の 2・3 参照)内の出張等の日常勤務に係る命令をいい、「出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等」とは、大阪市職員就業規則(平成 4 年大阪市規則第 16 号)第 18 条第 3 項、第 5 項及び第 8 項の規定による届出の受付、休憩時間の調整等をいう。これらの点は、課長級の職員に係る部長の専決事項を定める第 17 条の 2 第 1 号及び課長代理以下の職員に係る課長の専決事項を定める市役所課長等専決規程第 3 条第 1 号の規定においても同様である。
- (2 の 2) (第 2 号の 2 関係) 「受嘱条件の変更」とは、継続して受嘱する場合において新たに報酬を受けることとなる等の受嘱の条件の変更をいう。
- (3) (第 3 号関係) 区長については第 23 条第 5 号の規定により区長の、係長級の職員については第 17 条の 3 第 2 号の規定により各局の人事担当部長の、係長以上を除く職員については市役所課長等専決規程第 4 条第 3 号の規定により各局の人事担当課長の専決事項である。
- (4) (第 4 号関係) ただし書の「別に定めるもの」については、前記第 3 の 2・4 参照
- (4 の 2) (第 4 号の 2 関係) ただし書の「別に定めるもの」とは、職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条第 1 項第 4 号(営利企業等に従事する場合)の規定に掲げるものとする。なお、営利企業等の従事の許可と職務に専念する義務の免除とは別個のものであり、前者の許可が当然に後者の効力を有するものではない。
- (5) (第 9 号関係) 「人事又は給与に関する事務」とは、欠勤及び早出遅出勤務の承認、遅参に係る届出の受付等の第 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当しない日常勤務に係る定例の人事又は給与に関する事務をいう。この点は、課長代理以下の職員に係る課長の専決事項を定める市役所課長等専決規程第 4 条第 6 号及び第 7 条の規定においても同様である。
- (6) 削除
- (7) (第 11 号から第 17 号まで及び第 30 号関係) 第 17 号の規定における「経費の支出決定」及び「経費の支出を伴う事務事業の施行決定」は、あらかじめ配当及び配付を受けている

予算の範囲内におけるものに限り専決できるものであり、第3条第1項第11号から第16号まで及び第30号の規定についても、「配当及び配付予算の範囲内におけるもの」に限り専決することができる。これらの点は、部長の専決事項を定める第17条の2第2号から第5号まで及び第8号並びに第17条の3第6号並びに課長の専決事項を定める市役所課長等専決規程第3条第2号から第5号まで及び第15号並びに同規程第5条第1号の規定においても同様である。なお、予算の配当については、第6条第2号の規定により財政局長の専決事項である。

第17号ただし書の「予算に定める事務事業の内容の変更を伴うもの」とは、予算の目の流用を伴うもの、予算の目の流用を伴わないものであっても予算計上外のもの及び当該年度以降の予算上の負担の増大を伴うもの並びに予備費の充当を要するものをいうものとし、予算計上額の範囲内における単価又は数量の変更を含まないものとする。なお、第17号ただし書の規定は、第3条第1項第11号から第16号まで及び第30号の規定についても当然適用されるものであるとともに、予算の目の流用については第6条第3号、予備費の充当については同条第4号、予算に定める事務事業の内容の変更を伴う経費の支出決定については同条第5号の規定により、財政局長の専決事項である。

- (8) (第15号関係)「これに準ずる支出金」とは、名目にかかわらず実質上損害賠償金の性質を有するものをいう。
- (9) (第20号関係)「不用品」とは、購入若しくは納入により取得し、又は寄附により收受し、物品として使用したもので不用と決定したものをいう。なお、不用品の処分決定には、当該物品の不用の決定を含むものとする。
- (10) (第21号関係)「生産品等」には、天然果実、加工物、再生物、材料くずその他の廃物を含むものとし、不用品及び修理品を除くものとする。
- (11) (第23号関係)収入については、調定後速やかに徴収できるように努め、不納欠損処分は特にやむを得ないものに限るものとする。

ただし書の「別に定める手数料、使用料」とは、手数料及び使用料の新設又は変更に係るものをいい、これらの額を条例、規則により定めようとするときは、財政局長に協議しなければならないものとする。

ただし書の「別に定める減免の決定」とは、減免をする根拠となる規定において、市長が「必要と認めるとき」、「特別の理由があると認めるとき」又は「やむを得ない理由があると認めるとき」というように、個別的、具体的要件を掲げることなく裁量により減免を行うことができることを定めている場合における当該規定に基づいて行う減免の決定を

いうものとする。この場合において、当該減免の基準について財政局長と協議の上、内規等として市長の決裁を受けたときは、「別に定める減免の決定」から除かれるものとし、当該基準の適用につき局長が専決できるものとする。

- (12) (第 24 号関係)「規則等」には、達及び規程の性質を有する告示を含む。「処分その他権限の行使」については、前記第 3・3・(1)に相当するもののうち、行政手続法又は大阪市の行政手続条例に基づく処分基準その他の基準に基づき通常処理できるものを局長が専決できるとするものである。

- (13) (第 25 号関係)「行政代執行等」には、直接執行、犯則処分、登記、登録及び供託を含むものである。

「市長代理人等」には、市長職務代理者の代理人又は市長の復代理人を含むものとする。

- (14) (第 27 号関係)「その他これらに類するもの」とは、あいさつ、メッセージ等をいい、市長名による新聞、雑誌その他の印刷刊行物の原稿及び市長の賞状、感謝状等は含まないものとする。この点は、区長の専決事項を定める第 23 条第 25 号の 2 の規定においても同様である。

- (15) (第 29 号関係) 処理方針が定まっていない異例の照会等を除いては、通常局長が専決できることを定めたものである。

- (16) (第 30 号関係) 異例なものを除く配当及び配付予算の範囲内の通例の事務事業における業務の委託決定については、局長の専決事項であることを定めたものである。

- (17) (第 31 号関係)「既決の」については、前記第 3・3・(2) 参照

「事務事業の変更」とは、局長が施行決定できる事務事業に係る変更及び重要な事務事業に係る変更で量的かつ質的に軽易なものをいう。

- (18) (第 32 号関係) 重要な事務事業の施行決定又は重要な事務の執行（前記第 3・3・(10) 参照）を除く事務事業の施行決定又は事務の執行については、局長の専決事項であることを定めたものである。

なお、第 32 号の規定は、第 3 条第 1 項第 1 号から第 31 号までの規定に該当しない事案について適用される附加的、補充的機能をもつ一般条項である。

- 3 第 3 条第 11 項の規定は、理事の通常の専決事項を定めるものであるが、当然に専決権が同項の規定により付与されるのではなく、個別の事項ごとに局長と協議して専決事項を書面で定める必要がある。また、必要とされる以上に理事の専決事項を定め、局（局に相当する室

を含む。)の統轄者である局長の責任をいたずらに縮減させることのないよう留意しなければならない。なお、これらの趣旨は、第21条においても同様である。

第5 第3条の2関係（総務局長専決事項）

第3条の2各号の規定については、次のとおりとする。

- (1) （第1号関係）事務事業の施行決定等に当たって、その方針、内容等について市長又は副市長の承認を受けている場合には、総務局長が規則又は達の制定及び改廃を専決できるものとする。
- (2) （第5号関係）「これに相当する職にある者」とは、主査、研究主任、主任学芸員その他の係長級の職員をいう。
- (3) （第11号関係）ただし書の「別に定めるもの」とは、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1項第12号（特別の事由のある場合）の規定に掲げるものとする。
- (4) （第4号、第5号、第6号から第11号まで、第12号、第13号、第15号及び第16号関係）「職員」とは、市長が任命権者となる職員及び教員をいうものとする。

第6 第17条の2関係（部長共通専決事項）

第17条の2各号の規定については、次のとおりとする。

- (1) （第1号関係）「その他勤務に係る命令」等については、前記第4・2・(2)参照
- (2) （第2号から第4号まで関係）「定例の工事」、「定例の調達」及び「定例の借入れ」とは、あらかじめ配当及び配付を受けている予算の範囲内で、所管事務事業の計画又は方針等において実施することを予定している工事、調達及び借入れをいう。
- (3) （第2号から第5号まで及び第8号関係）第5号の規定における「経費の支出を伴う定例の事務事業の施行決定」及び同号ただし書の「予算に定める事務事業の内容の変更を伴うもの」については、前記第4・2・(7)及び後記第6・(4)参照。なお、同号ただし書の規定は、第17条の2第2号から第4号まで及び第8号の規定についても当然適用されるものである。
- (4) （第5号及び第9号関係）「定例の事務事業」とは、恒常的に処理する定型的な事務事業をいい、単に一定期間における処理件数の繁多又は稀少を基準とするのではなく、軽易な事案にあつては稀少のものをも含むものであり、質的に容易に標準化、類型化し得る事案で反復又は継続的処理が相当であるものをいう。

- (5) (第6号関係)「裁量権の行使に係る軽易又は定例の処分その他権限の行使」とは、法令、行政手続法又は大阪市行政手続条例に基づく処分基準その他の基準に基づき、数量その他の客観的事実等だけでなく裁量により行うこととされている命令、指令、許可、承認、確認、検査、調査、決定、審査、裁決等の処分その他の行政行為のうち、反復、継続して恒常的に処理される定型的なもの又は軽易な事案で容易に判断できるものをいう。なお、市役所課長等専決規程第3条第11号の規定により課長の専決事項とされている「軽易又は定例の処分その他権限の行使」とは、法令、行政手続法又は大阪市行政手続条例に基づく処分基準その他の基準に基づき、数量その他の客観的事実等により行うこととされている命令、指令、許可、承認、確認、検査、調査、決定、審査、裁決等の処分その他の行政行為のうち、反復、継続して恒常的に処理される定型的なもの又は軽易な事案で容易に判断できるものをいう。
- (6) (第7号関係)「定例」とは、恒常的又は周期的に行われる性質のものをいい、その処理が既決の方針等に基づき行うことができるものをいう。
- 第7号の規定は、反復、継続して恒常的に処理される定型的な照会等については、部長の専決事項であることを定めたものである。
- (7) (第9号関係)第9号の規定は、第17条の2第1号から第8号までの規定に該当しない事案について適用される附加的、補充的機能をもつ一般条項である。

第7 第17条の3関係(人事事務又は予算事務所管部長専決事項)

- 1 「人事又は予算に関する事務を所管する部長」とは、大阪市事務分掌規則その他の事務分掌を定めた規程に基づき、局又は大阪市事業所事務分掌規則第3条に定める事業所の人事又は予算に関する事務を所管することとされている部長(第17条の3第8号については、同号に掲げる事務を専管する部長が置かれている場合にあっては、当該部長)をいう。
- 2 第17条の3各号の規定については、次のとおりとする。
- (1) (第3号関係)ただし書の「別に定めるもの」については、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1項4号及び第12号の規定に掲げるものとする。
- (2) (第5号関係)「人事又は給与に関する事務」については、前記第4・2・(5)参照
- (3) (第6号関係)ただし書の「予算に定める事務事業の内容の変更を伴うもの」については、前記第4・2・(7)参照

- (4) (第7号関係)「不用品」については、前記第4・2・(9)参照
- (5) (第8号関係)「当初許可の範囲内」とは、目的外使用の更新許可が、当初の許可における許可の範囲、条件等を逸脱しないものであることをいう。

第8 第21条関係(特定事業所長専決事項)

特定事業所長の専決事項の解釈及び運用については、前記第4・3参照

第9 第23条関係(区長専決事項)

- 1 法令、条例又は規則の規定により区長の権限とされた事項については、第23条の規定の適用はないものである。

- 2 第23条各号の規定については、次のとおりとする。

- (1) (第1号、第1号の2及び第1号の3関係) 自律した自治体型の区政運営をめざして、区長による自主的な組織運営として、一定の枠内における、各区の実情や特性に応じた柔軟な組織編成については、区長の専決事項であることを定めたものである。「別に定める一定の枠の範囲」とは、個別の決裁などにより各区役所に配分される職務の級ごとのポストの数を超えない範囲という意味である。

- (1の2) (第1号の4関係) 自律した自治体型の区政運営をめざして、区長による自主的な組織運営として、一定の枠内における、各区の実情や特性に応じた柔軟な人事配置については、区長の専決事項であることを定めたものである。

- (1の3) (第1号の5関係)「その他勤務に係る命令」等については、前記第4・2・(2)参照

- (1の4) (第4号の2及び第5号関係)「受嘱条件の変更」については、前記第4・2・(2)の2)参照

- (2) (第6号関係) ただし書の「別に定めるもの」については、前記第3の2・4参照

- (2の2) (第6号の2関係) ただし書の「別に定めるもの」については、前記第4・2・(4)の2)参照

- (3) (第10号関係)「不用品」については、前記第4・2・(9)参照

- (4) (第11号関係)「これに準ずる支出金」については、前記第4・2・(8)参照

- (5) (第 12 号関係)「これに準ずるもの」には、使用料、延滞損害金、違約損害金、分納又は延納利息、利子及び督促手数料を含むものとする。

「収入に関すること」には、調定その他徴収手続一切を含むが、減免をする根拠となる規定において個別具体的要件を掲げることなく裁量により減免を行うことができることを定めている場合における当該規定に基づいて行う減免の決定を除くものとする。

- (6) 削除

- (7) (第 17 号関係)「貸付け及び回収」には、貸付契約の締結、解除及び変更並びに支出及び収入の諸手続を含むものとする。

- (8) (第 29 号関係) 第 29 号の規定は、第 23 条第 1 号から第 28 号までの規定に該当しない事案について適用される附加的、補充的機能をもつ一般条項である。

第 10 第 24 条関係 (緊急時における専決)

「緊急の必要」とは、決定権限を有する者の決裁を受ける暇がなく、即時に処理しなければ、本市にとって償うことのできない損害を生ずるおそれがあるもの又は本市職員としての職務上の義務の懈け怠若しくは職務遂行に著しい障害があると認められるものその他これに準ずるような緊急性及び必要性をいうものである。

第 11 第 25 条関係 (専決権の一部委譲)

第 25 条第 1 項の局長等、特定事業所長及び区長は、その専決できる事項について事務処理の合理化、効率化を図り、職員の職責に応じて、できる限り広範囲に専決権の委譲に努め、慣行上の代決を行わないよう努めなければならない。なお、この趣旨は、市役所課長等専決規程第 11 条の規定に基づく課長の専決権の課長代理等への委譲についても、同様である。

第 12 第 26 条関係 (事故代決)

- 1 代決する事項は特に限定されず、各専決事項全般に及ぶものであるが、必要やむを得ないものに限られるものである。この場合において、「事故」とは、地方自治法第 152 条の「事故」より広く、長期若しくは遠隔の旅行又は病気等のみならず、数日間の旅行若しくは病気等により決裁できない場合及び災害発生の際、市長若しくは専決権者が緊急に処理すべき事案について迅速な決裁を行うことができない場合又はこれを行う暇がない場合を含むものとする。

2 代決の相当性の判断は、代決者の責任において、事故の程度、期間と事案の性質及び迅速処理の必要性との相対的關係において行うものとし、代決が相当でない事案については、専決権者の上位の職にある者の決裁を得るものとする。

3 「あらかじめその職務を行う職員として定められた者」とは、大阪市事務分掌規則第6条等の規定により定められた職員をいう。

第13 第27条関係（課長等の専決）

課長及び課長代理の専決事項については、第27条の規定に基づき市役所課長等専決規程、区役所課長等専決規程において定めるが、その解釈及び運用については、この運用要領に定めるところによる。

なお、同条の規定における「課長代理」には、係長を兼務する副参事は含まないものとする。

附 則（令和7年4月1日）

この改正要領は、令和7年4月1日から施行する。